

# 令和4年第12回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和4年12月21日（水曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和4年12月21日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（11名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	6番 工藤 隆男	7番 三浦 恵美子
8番 箱崎 英輔	9番 内藤 圭子	10番 高山 正人
11番 梅森 敬仁	12番 多田 政拓	

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎 教育委員会教育長 種田 直章  
代表監査委員 小川 誠一

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	理事・総務課長 木林 直樹
総務課参事 小板橋 憲仁	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 下出 佳史
税務住民課参事 熊谷 泰裕	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 池田 恵司
水道課長 蟹谷 光宏	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 大窪 好己	商工観光課長 村上 純一

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義 教育委員会参事 佐々木 英生

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄 課長補佐 石塚 一哉

○ 議事日程（第3号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第9号	令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について
日程第2	議案第10号	令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第3	議案第11号	令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について
日程第4	意見案第1号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について
日程第5	意見案第2号	国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）について
日程第6		議員派遣の件について
日程第7		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第8		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第9		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第9 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

1 番	工 藤 秀 一
10 番	高 山 正 人

## 会 議 の 顛 末

### ◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第1 議案第9号、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第9号朗読

議案第9号

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について

令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

保険給付費の増額等により、令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙補正予算書をご覧ください。

## 議案第9号

### 令和4年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）

令和4年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（保健事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,850千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,112,860千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,583千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明します。

初めに保険事業勘定歳出からご説明します。10ページをお開きください。2款保険給付費1項1目居宅介護サービス等給付費は、居宅介護住宅改修の利用者増加及び居宅介護サービス計画等給付費の1件あたりの給付費増加による補正となります。2項1目介護予防サービス等給付費は、介護予防サービス利用者の増加及び介護予防住宅改修の利用者増加並びに介護予防サービス計画等給付費の増加による補正となります。10ページから11ページにわたる3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は総合事業サービス利用者の増加による補正。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、今後の介護予防ケアマネジメント費の増加を見込み増額としています。3項1目包括的支援事業任意事業は在宅医療介護連携推進事業委託料に関して最低賃金の改定に伴う増額。4項1目審査支払手数料は総合事業サービス利用者の増加による補正となります。12ページ5款予備費1項1目介護給付費予備費については歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入をご説明します。5ページをお開きください。3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金1節現年度分は、歳出2款の補正に伴う増額。2節過年

度分は負担金の確定に伴う増額となります。2項1目調整交付金は歳出2款の補正に伴う増額となります。6ページ2目地域支援事業交付金及び3目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に伴う増額。4目保険者機能強化推進交付金及び5目介護保険保険者努力支援交付金は交付金の確定に伴う減額となります。

6ページから7ページにわたる4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、歳出2款の補正に伴う増額。2目地域支援事業支援交付金は、歳出3款の補正に伴う増額。5款道支出金1項1目介護給付費負担金は、歳出2款の補正に伴う増額となります。8ページ2項1目及び2目地域支援事業交付金は歳出3款の補正に伴う増額となります。6款繰入金1項1目介護給付費繰入金は歳出2款の補正に伴う増額となります。9ページ2目及び3目地域支援事業繰入金は歳出3款の補正に伴う増額。4目低所得者保険料軽減繰入金は令和3年度低所得者保険料軽減負担金の実績報告に伴う補正となります。

続いて介護サービス事業勘定についてご説明します。初めに歳出をご説明します。18ページをお開きください。3款予備費1項1目予備費については、歳入1款のサービス収入の財源調整として103万8000円を増額するものです。

次に歳入をご説明します。17ページをお開きください。1款サービス収入1項1目介護予防計画作成収入については、要支援者の増加に伴い103万8000円を増額するものです。

以上、保険事業勘定歳入歳出補正予算並びに介護サービス事業勘定歳入歳出補正予算の説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。保険事業勘定歳出10ページをお開きください。10、11ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。

- 7番（三浦恵美子君） 10ページの2款の2項介護予防サービス等給付費のところの介護予防サービス計画等給付費は、こちら何名分の増加か伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（阿部充幸君） 36件分と、単価が4380円の36件と新規で3000円分の更新分のケアマネジメント料5か月分となっています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本町はフレイル対策に力を入れられていると思いますけれども、今後計画9期に向けて国の方の法律ももしかしたら改正になるかもしれないですが、その場合利用の抑制とかが進んでいくと予想もされますが、今後どのように町として方向性を考えているか、もし今その方向性が少しでもあれば伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 利用の抑制ということは全く考えていませんで、基本的には必要なサービスを必要なケアマネージャーがアセスメントをして、ここにはこういうサービスが必要であるというところでサービスを開始していきますので、利用の抑制とかではなく本当に必要なサービスを自立支援も何でもかんでもサービスを増やしていくと本人の自立にもつながりませんので、そういったところも当然ケアマネージャーってそういう勉強をしてやっているものですから、そこはケアマネージャーにお任せしていますが、そういった形でやっています。ただ、2025年を目指してどうしても要支援者が多くなってきていますので、その辺の対応を地域包括支援センターの方で考えているところです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ12ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） それでは歳出の質疑を終わり、5ページをお開きください。5、6ページについて歳入質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑がなければ7、8ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9ページ、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ次に介護サービス事業勘定の質疑を行います。歳出18ページをお開きください。18ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。17ページをお開きください。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 17ページの介護予防計画作成費のところ、ケアマネジメント料の増額だと思うのですが、こちら先の話で大変申し訳ないのですが、今増えているというのは人数が増えているということだと思うのですが、今後また国の法律が変わった時点で、もしこれが可決されてしまうとケアマネジメント料も負担が利用者の負担になってしまうかもしれないということで、そうになっていくとまた利用できない方も増えてくるのかなと。これ計画策定できないと必要なサービスが受けられなくなってしまいますので、そこら辺今後どのように考えていらっしゃるか伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 保険者としては、国が法律を決めていく過程の中で町の方で独自に何かするというのは介護保険の方ではなかなか難しいところではあるのですが、そこが有料化されるとサービスにつながらなかつたりする懸念はありますので、そこは心配しているところです。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 例えば国が決めたことだからなかなか難しいかもしれないけど、それをやめてくださいって町からも伝えるとか、あとは繰入れとかなかなか補助するのも難しい部分になるのでしょうか。この2点伺います。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 状況に応じては色んなことを考えていかなければならないとは思いますが、やはり健康福祉課としては国保、後期、介護その保険者として、昨日も申しましたが全世代型の持続可能な社会保障制度の整備というところでは色々考えていかなければ日本の社会保障はどうなるのかっていうところがありますので、そういったところは考えてやっていきたいと考えています。以上です。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 介護保険というのは人生最後に大切なものだと思いますし、ここはしっかり押さえていただけるのだと私も信じていますが、皆さんがより良いふうに住んでいけるようにということで社会保障を充実していかなければならないので、ぜひ町としてもできる限りのことをしていただけるとありがたいのでぜひよろしくお願いします。これは要望なのでこれで終わります。

○議長（多田政拓君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第2 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第2議案第10号、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 議案第10号朗読

議案第10号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

施設管理費の減額等により、令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別添の補正予算書をご覧願います。

議案第10号

令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度安平町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ351千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ821,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和4年度安平町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。今補正の主な内容については、歳入では歳出の減額補正に伴い財源調整のための一般会計からの繰入金を35万1000円減額しようとするもの。次に歳出では管理費で令和3年度の決算確定に伴う消費税納付額の追加計上。施設管理費では入札執行残等の整理、また公債費では起債償還利率の変更に伴う元金の精査による増額。起債償還利子では利率の変更による減額で、これらを合わせ35万1000円減額しようとするものです。

では歳出からご説明させていただきます。事項別明細書6ページをお開き願います。1款管理費1項1目一般管理費26節公課費消費税地方消費税は、令和3年度決算による確定申告で約287万円の納付となったことにより、今年度末に令和4年度分の中間納付が必要となり、146万7000円の不足予定額の計上。次の2目施設管理費10節需用費修繕料では各浄化センターでの機械機器類の分解整備、工事費の入札執行残等を整理しようとするもので134万4000円の減額。次に3款公債費1項1目22節償還金利子及び割引料、起債償還元金は今年度償還予定額の利率変更による精査により36万6000円の増額。次に7ページに移ります。2目利子起債償還利子については利率の変更により84万円の減額となり不用額の整理としています。

続きまして歳入に移りますので5ページへお戻り願います。4款繰入金1項1目1節一般会計繰入金については本会計財源調整のための一般会計からの繰入金となりますので、歳出補正額の同額35万1000円を減額しようとするものです。これらの内容により歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2162万9000円に補正しようとするものです。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出から行ないます。歳出6ページをお開きください。6ページから次

の7ページについて質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 6ページの下の元金のところ。増額要因をご説明いただいたのですが、よくわからなかったので詳細を教えてください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） 起債償還の元金ですが、安平町の公共下水道事業の償還の方法としては元利均等払いとしています。元金と利息合わせて同じ額を計上しているわけですが、利息が減ったことによりまして元金にもその分返済について変更が出てくる。これは昨日の一般会計の補正予算と同様のものです。以上です。

○議長（多田政拓君） よろしいですか。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第10号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 日程第3 議案第11号

○議長（多田政拓君） 日程第3議案第11号、令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議案第11号朗読

議案第11号

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）について

令和4年度安平町水道事業会計補正予算（第5号）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

施設管理費の増大等により、令和4年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙の補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第11号

令和4年度安平町水度事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和4年度安平町の水度事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度安平町水度事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条収入では、第1款第2項営業外収益について、起債利率の見直しにより利子償還金の財源として5万7000円を減額計上するもので、支出の第1款第1項営業費用は、浄水施設の修繕料などとして補正予定額354万8000円を計上。第2項営業外費用は、起債利率の見直しにより利子償還金70万6000円を減額計上するものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額111,009千円を108,335千円に、減債積立金100,691千円を98,017千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和4年12月19日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では収入の第1款資本的収入第2項負担金について、起債償還額の財源として補正予定額272万6000円を計上し、支出の第1款第2項企業債償還金について起債利率の見直しによる償還元金の確定分として補正予定額5万2000円を計上するものです。それでは今回の補正予算について5ページの令和4年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書(第5号)により詳細を説明します。収益的収入1款水道事業収益2項2目補助金1節他会計補助金は記載償還利子の財源として一般会計から繰り入れているもので、起債利率の見直しにより5万7000円を減額補正するものです。6ページの収益的支出1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費については電気料金の燃料費調整額の上昇により今度の不足額を見込み、2節光熱水費を87万1000円増額補正するもので、対象施設は旭浄水場、旭配水池、旭ポンプ場となっています。3節修繕費は浄水場運転にかかる機器等の修理費が増加したことにより今後漏水修理や仕切弁の修理費などの予算不足が見込まれることから、267万6000円増額補正を行うものとなります。これまでにかかった修繕費については、旭浄水場で使用していますマクロ化装置の薬品洗浄及び北進浄水場取水施設の整備費が主なものとなっています。3目総係費15節公課費は公用車車検に伴う自動車重量税の額が登録から13年経過したことにより1000円増額するものとなります。2項1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費1節企業債利息は起債利率の見直しによる利子償還金の確定により70万6000円を減額計上するものです。続きまして7ページ資本的収入1款資本的収入2項1目他会計負担金は、富岡配水池災害復旧工事にかかる起債償還額の確定及び起債利率の見直しによる起債償還額の確定により償還元金の財源としている一般会計

繰入金272万6000円を増額補正するものとなります。8ページの資本的支出1款資本的支出2項1目企業債償還金は利率の見直しによる償還元金の確定により5万2000円増額補正するものです。尚、1ページから4ページにわたる令和4年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第5号については、これまで説明した補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第3条資本的収入及び支出までを一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎ 日程第4 意見案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第4意見案第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第1号朗読

意見案第1号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）について  
標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

### 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

国連は1979年に政治、経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた「女子差別撤廃条約」を採択し、日本は1985年に批准しました。

さらに、1999年、条約の実効性を高めるため、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され2000年に発効しました。

選択議定書は女性差別解消に重要な役割を果たすものですが、日本政府は「司法権の独立を侵す可能性がある」として批准してきませんでした。しかし、2003年国連女性差別撤廃委員会では、司法権の独立が侵される恐れはないことを明確に指摘され、早期批准が勧告されています。2022年1月現在で、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち114か国が批准しています。女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。

しかし、世界経済フォーラムが2022年7月に発表した「ジェンダーギャップ指数」で日本は146か国中116位であり、内閣府男女共同参画局総務課は「先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となりました」と指摘しています。

国際的な水準にたって、女性差別を解消するための手立てを取ることは急務の課題です。

政府は第5次男女共同参画基本計画において、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みは速く、我が国は国際的に大きく差を拡げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要がある」、「選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記しています。

よって、政府に対し女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年12月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

以上です。皆さんご審議の上ご決定いただけますようどうぞよろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。

〔工藤秀一議員挙手〕



○議長（多田政拓君） 工藤秀一議員。

○1番（工藤秀一君） 今回この女性差別撤廃条約の選択議定書の件ですが、この女性差別、今読まれた中に女子差別撤廃条約は日本も採択していて、1985年に批准しています。なのでこの女子差別撤廃を反対するものではなくて、この選択議定書の中には女性差別以外のことも色々含んでいる内容になっているかと思えます。そういう意味で日本政府は司法権の独立を冒す可能性があるということをおっしゃって、内容的には国内法改正を勧告された時に日本の世論が法改正を望んでいない場合はどうなのかっていうところも議論の内容になっています。その中で過去に国際人権基準ということで国連の機関でもありますが、その中で日本は指摘されていることが多くあって、問題点を指摘されて国際人権基準の委員会の方からコメントもいくつかあって、また具体的に原因と勧告も示されていると。その内容的に言うと、主要な懸念事項としていくつか挙げられていて、内容的には私が見ても非常に難しい問題が多いなと思っています。その中でも例えば死刑制度とその運用のことに関わっていたり、死刑制度について廃止への措置を講ずるような要望も内容的には入っています。内容的に女性差別解消ということだけでなく、色んな意味合いを含んだところの理解もしていけないと批准できないのかなど。国内の問題点を解決していけないと批准できないような内容が含まれていますので、今回この女性差別撤廃だけを内容的にありますが選択議定書に含まれる部分というのは別物だなということで今回この意見書には反対させていただきます。以上です。

○議長（多田政拓君） 只今、工藤秀一議員から本案に対して反対の発言がありました。それでは次に本案に賛成の方の発言を許します。発言はありませんか。

〔内藤議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 内藤議員。

○9番（内藤圭子君） 9番内藤です。今工藤議員が差別撤廃条約選択議定書ということで女性の差別だけではないということをおっしゃいました。ただ、本当に私がこういう日頃感じているところでは、女性が男性と一緒に扱われないということが強く感じていて、それでこの意見書に賛成したのですが、確かにそういう意味では私の勉強不足もあるかもしれないですが、この安平町からこの声をぜひ発したいなということで賛成しました。ジェンダー指数が本当に日本は上がりません。アジアの中でもとても低いです。私たちの声をぜひ皆さんの協力で届けたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多田政拓君） 他に発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから意見案第1号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)について採決します。この採決は起立により行います。本件について原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成議員起立)

(賛成: 米川、小笠原、三浦、内藤、高山)

(反対: 工藤秀、鳥越、工藤隆、箱崎、梅森)

○議長(多田政拓君) ご着席ください。起立採決の結果、起立は5名です。議長を除く出席議員は10名で起立と着席は同数となりますが、着席されている議員の中には棄権、態度保留の議員も含まれている可能性があるため、地方自治法第116条第1項の規定の可否同数の確認ができないため、議長の採決はできません。よって安平町議会会議規則第80条第2項の規定により本件については投票により採決します。これから意見案第1号を投票により採決します。採決は無記名投票で行います。議場の出入口閉鎖願います。

[職員により議場閉鎖]

[小笠原議員挙手]

○3番(小笠原直治君) 議長、緊急質問があります。

○議長(多田政拓君) ちょっとお待ちください。只今小笠原議員から。動議の提出でしょうか。緊急動議でしょうか。

○3番(小笠原直治君) 動議ではありません。解釈の問題で議長に対して今までのない取り扱いですから、その部分について質問したいのです。見解を求めたいのです。

○議長(多田政拓君) どうぞ。

○3番(小笠原直治君) 議長が言われたとおり自治法116条には議長の裁決権があります。それを議長が放棄をするととってよろしいですか。私は議運の中でコロナ禍で速やかに議会運営をしたいということを議員の中で決めてきました。安平町議会規則80条からに基づいてやるということはかなりの手間と時間がかかります。そんな意味では私は議長の裁決権がある以上は議長の判断で決めてもらった方が極めて時間がスムーズに行く中身ですから、もし議長があえて裁決権を放棄するならば、私は別途の機会において違った対応方をせざるを得ないこととなりますから。そこ辺りの議長の見解をお願いします。

○議長（多田政拓君） 先ほど私の説明でもお話ししましたが、議長の権限は条例で定まっています、今着座されている10名の議員の中で賛成反対の意思表示をしたのは2名、提案者入れて3名だけです。その他の議員の人たちが賛成なのかあるいは反対なのか、それから棄権なのか、態度保留なのかの意思決定が私の今の段階ではできないので、それを同数と判断することはできないのです。ですから、無記名の投票によって賛成反対の意思表示をしていただく。更にその中で棄権も投票ではできますので、白票投票ができますから、そうすると同数か同数でないかの結果が出てきます。それで尚且つ賛成反対の投票数が同じであれば議長の採決が可能になりますので、その時には議長の裁決を行使します。そういう流れになりますのでご理解いただきたいと思えます。議長の裁決権を拒否しているわけではありません。

〔小笠原議員挙手〕

○3番（小笠原直治君） 議長。

○議長（多田政拓君） はい。

○3番（小笠原直治君） 議長の裁決権を放棄しているわけではないということですが、結果的には私は裁決権を放棄していると思いますよ。その中身について116条に基づいて同数の時は議長が決するとなっていますから、議長の判断の中でやればスムーズにいて、これから今また安平町の議会会議規則によると無記名にするか記名にするか、またそれを一回投票やってそれが終わってからまた本題に入っていくという手続きですね。80条の手続きでいくと。かなりの時間がかかることについてそれほどかけなければならない問題なのかってことで、それはあなた議長になったのですから、議長の中でしっかりと判断の中でやっていただきたいと思えます。スムーズの時間内でやっていただきたいし、この問題がそれほど議長を悩ませる問題なのかっていうことを私はあえて、私は議長が何十年もやってきた議会生活の中で極めてそれらについて議長が判断できない難する事項なのか、事件なのかについては極めて私はそのような問題でないと思っています。この事件について、案件については。そこ含めてきちんと116条のもとで裁量権を発揮していただきたい。裁決権を発揮していただきたいと再度お願いをしています。

○議長（多田政拓君） ありがとうございます。ご心配いただいて感謝致します。ただ、私の立場としては裁決権を放棄はしていませんので、皆さん方の意思に採決権も議長が確認をしないで決定するわけにはいきませんので、投票によって今回の場合は賛否の評決をしていただきたい。その中には棄権の採決もできますし賛成反対の投票も無記名でできます。その結果を見て議長の裁決権を行使しなければいけない時には行使をします。多少の時間がかかりますがこれは法に則って行うことですのでご理解いただきたいと思えます。

それでは只今の議長を除く出席議員は10名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により3番小笠原議員と8番箱崎議員を指名します。それでは投票用紙を配ります。お願いします。

[職員により投票用紙配布]

- 3番(小笠原直治君) 議長、確認します。この投票用紙は無記名か記名かを1回目でやることですね。
- 議長(多田政拓君) 先ほど宣告しましたように無記名でお願いします。
- 3番(小笠原直治君) いや、これ投票やらなければダメだって。
- 議長(多田政拓君) はい。投票やります。
- 3番(小笠原直治君) だから無記名か記名かのことでしょ。
- 議長(多田政拓君) そうです。無記名です。
- 3番(小笠原直治君) いやいや、無記名か記名なのかを先にやらなければならぬでしょ。2回。
- 議長(多田政拓君) ああ、これから説明します。はい。事務局から詳しく説明させます。
- 議会事務局長(木林一雄君) 投票の方法は後ほど議長から申し上げますが、無記名か記名かについては、どちらかでするので、そこは無記名ということで議長の方で決定していますので無記名で投票となります。尚、これまでも改選期の選挙については全て無記名でやっていますので、そういった先例も踏襲して無記名ということになっています。

[小笠原議員挙手]

- 議長(多田政拓君) 小笠原議員。
- 3番(小笠原直治君) それなら合わないでしょ局長が言っているのは。先にこれやらなきゃならないって書いてあるのですよ、会議規則の中に。それを飛ばして白か黒かではないですよ。会議規則でいくなれば。議長が勝手に、1回やってから決めるでしょ。無記名か記名かは1回皆さんに諮ってから議長が決めることではないですか。
- 議長(多田政拓君) 今手元に条例第81条2項を読み上げます。同時に記名投票と無記名投票の要求がある時は、議長はいずれの方法によるかを無記名投票で決めると条例文はなっていますので、議長が無記名で決めるとしましたので問題ないと理解しますが。
- 3番(小笠原直治君) 81条の解釈はどうなるの。
- 議長(多田政拓君) これは81条の解釈です。
- 3番(小笠原直治君) 80条の2でしょ議長が言ったのは。
- 議長(多田政拓君) 81条の2ですから。81条です。

- 3番（小笠原直治君） 投票で決めるのは81条で謳っている。
- 議会事務局長（木林一雄君） いいですか。
- 議長（多田政拓君） 事務局どうぞ。
- 議会事務局長（木林一雄君） 議会規則の81条ですが、先ほど議長が申し上げましたとおり記名または無記名の投票で表決を採るとなっていますので、どちらかで表決を採るということですので、無記名を選択したということです。そのどちらかでやることを投票で更に決めるという解釈ではありません。
- 3番（小笠原直治君） え、全員に配った方がいいんじゃないか。会議規則。
- 議長（多田政拓君） これは配れるの。
- 議会事務局長（木林一雄君） 配れますよ。
- 議長（多田政拓君） 暫時休憩します。暫時休憩をして開場致します。

（暫時休憩）

〔職員により議場開場〕

- 議長（多田政拓君） 休憩を解きます。議場の閉鎖をお願いします。

〔職員により議場閉鎖〕

- 議長（多田政拓君） 休憩前に小笠原議員からの質疑がありました条例をお手元に配布しました。これをお読みいただいて審議を続けたいと思います。この81条の条文によって投票で採決するというものがないために議長の方は議長の判断でということにしたのですが、ご意見ありますか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） これ82条も全部絡んでくるのですよ。議長の判断で勝手に無記名ということではなくて、それは議会基本条例に基づいて総則の中できちんと町民に論点を公開することが求められている、自由闊達な議論の中で我々は決めているのですよ。無記名で誰がどういう対応したのかっていうのがわからないことが極めてこれ安平町議会基本条例に抵触するのではないかと思うのです。やるならば記名の中できちんとどういうそれぞれの議員が対応したのか明らかにした方がよろしいのではないですか。
- 議長（多田政拓君） 今小笠原議員の方から記名で投票した方がいいというご意見がありました。この条例解釈についてこの場で議論するのに時間が足りません。記名であれ無記名であれ、どちらも法的には違反ではないと思いますので、ここで今おられる採決権のある議員の皆さん方にお諮りしたいと思

います。投票は無記名か記名かの方法をこの場で決めて投票に移りたいと考えますがいかがですか。よろしいですか。それでは最初に問題になっている無記名で可とする議員の起立をお願いします。

(起立なし)

○議長(多田政拓君) 起立なしと認め、今回の投票については記名で投票することに決定しました。ありがとうございます。時間を経過したことを議長より大変お詫びを申し上げて審議に入りたいと思います。

これから意見案第1号の採決にあたって、投票によりますが投票は記名投票とします。それではこれから意見案第1号女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書(案)についてを採決します。これについては記名投票によって行いますので投票用紙の漏れの確認をお願いします。漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。次に投票箱の点検を行います。

[職員により投票箱が空であることを全議員に確認する]

○議長(多田政拓君) 投票箱は異状なしと認めます。これから投票を行います。念のため申し上げます。この投票は記名投票で行います。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。尚、安平町議会会議規則第83条の規定により賛否表明しない投票及び賛否が明らかではない投票は否とします。投票は議席番号1番工藤秀一議員から順に投票してください。投票を終えたら時計回りに議席を一周して自分の席にお戻りください。準備はよろしいですか。もうちょっとお待ちください。準備は整いましたでしょうか。それでは只今から投票を行います。1番工藤秀一議員から投票をお願いします。順次どうぞ。

[議席1番の議員から順次投票]

○議長(多田政拓君) 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。以上で投票を終了します。それではこれから開票を行います。立会人小笠原議員と箱崎議員は開票の立会をお願いします。

[小笠原・箱崎両議員立会い、職員において開票]

○議長(多田政拓君) 投票の結果を報告します。投票総数10票、有効投票10票、有効投票のうち賛成5票、反対5票になりました。

賛成と反対が同数です。したがって地方自治法第116条第1項の規定により

議長が本件について採決します。意見案第1号について議長は**可決**と裁決します。議場の閉鎖を解きます。

[職員により議場開場]

---

◎ 日程第5 意見案第2号

○議長（多田政拓君） 日程第5意見案第2号、国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和4年12月19日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。尚、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

[三浦議員挙手]

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

## 国の支援を強め必要な介護を受けられるように制度の改善を求める意見書（案）

「老々介護」の悲劇が繰り返し報道されたり、家族介護を理由とした介護離職も相次いだりなど、介護への支援強化が緊急に求められているにもかかわらず、政府は2024年の介護保険の改定に向け、見直し内容を年内にも決めようとしている。10月31日、厚生労働省は、介護保険制度改定に向け議論している社会保障審議会（厚生労働省の諮問機関）の部会に、見直しの論点を正式に提示した。内容は「要介護1・2の訪問介護などの保険給付外し」、「利用料2割、3割負担の対象拡大」、「ケアプラン有料化」など利用者負担増を求める7項目である。これらは過去の制度改定の議論で反対の声が強く、提案と見送りが繰り返されてきたものである。

要介護1・2を「軽度者」として訪問介護などを保険給付から外し、市区町村が運営する「総合事業」へ移行する狙いだが、既に要支援1・2を総合事業へ移行させたことで、保険料を払っているのに必要なサービスが受けられない、介護報酬より単価が低いため介護事業所の経営悪化に追い打ちをかけ、利用者の受け入れ縮小・停止といった問題が起きている。保険外しは、介護状態を悪化させ、介護給付費を膨張させることになると指摘されている。

介護保険サービスの利用者負担「原則1割」を、政府は一定の所得以上の人に2～3割負担を導入する改正を行ってきた。今回、厚生労働省は10月に強行した75歳以上の医療費窓口負担増を口実に、介護でも2～3割負担の対象をさらに拡大しようとしている。

10月21日、介護事業所や専門職員などをつくる介護関係8団体は連名で、改悪反対の要望書を厚生労働省に提出。31日には、ケアマネージャーの職能団体・日本介護支援専門員協会など6団体が連名で、ケアプラン有料化に反対する要望書を提出している。31日の部会でも、これらの団体の委員が反対を表明。加えて、「誰がどの程度の負担に耐えられるのか根拠が示されていない」（公益社団法人認知症の人と家族の会）、「負担増から利用控えが起これば状態悪化を招かないか懸念される」（民間介護事業推進委員会）といった批判や懸念が出された。

コロナ感染によって介護事業所も利用者も厳しい状況に直面している。多くの事業所が感染症の発生に伴って、事業の休止、利用者の受け入れやサービス内容の制限を余儀なくされている。事業収益も減収し大きな打撃を受けている。献身的に高齢者の生活を支える介護事業所は、今やなくてはならない存在であり支援を強化すべきである。

介護利用希望者が増大するにもかかわらず、受け入れ事業所が事業縮小、倒産、廃業に追い込まれるなどあってはならない。

介護保険料は、制度開始時の2,911円が昨年は6,000円超と倍以上に高騰（全国平均）しており、負担の限界を超えている。

よって、国において介護事業者、利用者の実態をとらえ、国庫負担割合を引き上げるなど支援を強めるとともに、要介護1・2の生活援助などの保険外しなどで必



要な介護を受けられないような事態が起きないように、制度の抜本的改善を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和4年12月19日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

以上、趣旨説明とさせていただきます。議員の皆様にはご審議の上、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第2号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

---

## ◎ 日程第6

○議長(多田政拓君) 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。お諮り致します。議員の派遣については次の定例会までの間に急使を要する事件が発生した時は内容等を勘案の上、議長において派遣議員を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めそのようにさせていただきます。

---

◎ 日程第7～9

○議長(多田政拓君) 日程第7、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第8、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布したとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員会の閉会中の継続調査申し出については申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査の申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

---

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして本定例会の会議に付された案件の審議を全て終了しました。本会議の議事運営に特段の協力を賜り厚く御礼申し上げます。会議を閉じます。

閉会 午前11時22分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

署名議員

---

署名議員

---